

SDGs を中核とする経営価値向上支援事業実施要領

制定 令和3年6月

令和3年6月10日付け3経創第101号産業労働部長通知

第1 趣旨

この要領は、「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）推進企業支援事業のうち、「SDGsを中核とする経営価値向上支援事業」（以下「本事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年3月23日付け長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱（令和元年6月27日付け元産経第103号。以下「要綱」という。）に規定のあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

県内中小企業がSDGsの達成に資する製品・役務の開発・販路開拓を行う事業を支援し、SDGsの普及を通じて、県内中小企業の振興を図る。

第3 補助対象者

本事業の補助事業対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 県内に本社又は主たる事業所を置く、以下の表の定義に基づく法人格を有する中小企業者。

ただし、次のいずれかに該当する中小企業（以下、「みなし大企業」）は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

業種分類	定義
①製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
③小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
④サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」からは除かれる。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人の役員が、

暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業を行っていないこと。

(4) 県税に滞納がないこと。

第4 補助対象事業

本事業は、県内中小企業がSDGsの達成に資する製品・役務の開発・販路開拓を行う事業を補助対象とする。

2 消費財及び地方消費税は補助対象経費に含めない。

第5 実施計画

支援を受けようとする事業者は、別に定める公募要領により県が実施する公募に応じて、別記様式第1号及び第2号により支援事業に係る事業実施計画を作成し、長野県産業労働部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

2 部長は、前項に規定する計画書の提出があったときは、審査会における以下の観点による審査結果を踏まえて、予算措置の状況に応じて事業実施の適否を決定するものとする。

(1) 事業の実施動機

SDGsに着目した動機、本事業への申請理由

(2) 事業内容とSDGsとの整合性、適合性等

ア SDGsと事業目標の整合性、適合性

イ 取組の先進性、優位性、独自性

(3) 地域等への波及効果

成果の地域社会や他分野への波及効果

(4) 事業の遂行能力、持続性

ア 本事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）等の遂行能力

イ 本事業終了後も継続でき、将来を見据えた事業の持続性、成長性

第6 補助金交付の申請

事業者は、部長から補助金の内示があったときは、要綱第4の規定により、速やかに中小企業先進的取組等支援補助金交付申請書を部長に提出しなければならない。

2 要綱第4の2(1)に規定する事業計画書は別記様式第2号による。

第7 早期着手（事前着手）

支援を受けようとする事業者は、第5項に規定する実施計画に記載された事業で、部長がやむを得ない事由があると認めた場合にあっては、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- 2 前項の場合、支援を受けようとする事業者は、早期着手協議書（別記様式第3号）を部長に提出しなければならない。
- 3 部長は、前項の申請により、やむを得ない事由があると認めるときは、補助金の交付決定の際、補助対象経費及び補助金額等を変更する必要があることを付して同意するものとする。

第8 補助金の軽微な変更

要綱第3第1項第1号に規定する軽微な変更とは、経費区分の20%以内の配分の変更または減額とする。

第9 状況報告

部長は、本事業の途中において、その進捗を確認するため、補助事業者に対し、現地の調査及び資料の提出を求めることができる。

- 2 部長は、その職員を指定して、前項に規定する進捗の確認をすることができる。

第10 実績報告

事業者は、本事業が完了したときは、要綱第9の規定により実績報告書を提出しなければならない。

- 2 要綱第9の第2項に規定する補助事業実績調書は、別記様式第4号による。

第11 成果報告会

補助事業者は、県が指定する日時、場所で、本事業の成果を発表する場合がある。

第12 企業化状況の報告

要綱第15の企業化状況報告について、補助事業者は、原則として補助事業年度の終了後5年間、毎年度終了後15日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化の状況について、中小企業先進的取組等支援補助金に係る企業化状況報告書（様式第11号）により知事に報告するものとする。

附則

令和3年度事業から適用する。

(様式第1号) (第5関係)

SDGsを中核とする経営価値向上支援事業
実施計画書

令和 年 月 日

産業労働部長 殿

申請者 住 所
補助事業者名
代表者氏名

令和 年度 SDGsを中核とする経営価値向上支援事業実施要領第4第1項の規定により、事業実施計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 SDGsを中核とする経営価値向上支援事業計画書
別紙事業計画書(様式第2号)のとおり
- 2 その他添付書類
 - (1) 事業対象経費の算出の根拠となる資料(見積書等)
 - (2) 事業者の人格及び所在が確認できる書類(登記簿等)
 - (3) 直近の決算書又は確定申告書

(様式第2号) (第5関係)

SDGs を中核とする経営価値向上支援事業
事業計画書

1 申請事業者の概要

(1) 法人番号	
(2) 名称	
(3) 本社所在地	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 連絡先(Tel、 Fax、E-mail) 及び担当者名	Tel : Fax : E-mail : 担当者 :
(6) 設立年月日	
(7) 資本金(出資金) ・従業員数(会員数)	
(8) 現在の事業内容	

2 事業概要

(1) 事業名	
(2) 実施個所	〒
(3) 実施する事業内容	
(4) 推進体制 (組織図等)	
(5) 事業スケジュール	

	目 標 (番号を記載)	内 容
		※SDGs の達成に向けて事業者が具体的に取り組む内容を記載
(6) 本事業にて 取り組む 17 の 目標 (予定)	(例) 13、14	(例) 消費者より回収した古着やペットボトル等から再生繊維を抽出し、新たな衣料品として再生する。これにより、衣料品を焼却廃棄する際に発生する CO2 排出の低減やペットボトルの再生によりプラスチックごみの削減に貢献する。
	(例) 1、15	(例) 衣服に使用する梱包資材等をバナナペーパーなどエシカル紙資材へ切り替えることで、原産地であるアフリカの雇用創出や森林環境の保全につなげる。

【17の目標】

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ① 貧困をなくそう | ② 飢餓をゼロ |
| ③ すべての人に健康と福祉を | ④ 質の高い教育をみんなに |
| ⑤ ジェンダー平等を実現しよう | ⑥ 安全な水とトイレを世界中に |
| ⑦ エネルギーをみんなに そしてクリーンに | |
| ⑧ 働きがいも経済成長も | ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう |
| ⑩ 人や国の不平等をなくそう | ⑪ 住み続けられるまちづくりを |
| ⑫ つくる責任 つかう責任 | ⑬ 気候変動に具体的な対策を |
| ⑭ 海の豊かさを守ろう | ⑮ 陸の豊かさを守ろう |
| ⑯ 平和と公正をすべての人に | ⑰ パートナーシップで目標を達成しよう |

※SDGsの目標は取り組む事業内容に応じて複数選択可

※必要に応じて課題や取組の補足資料を添付する場合、A4 片面 5 枚以内とする【厳守】

3 事業内容

<p>(1) 事業の動機、理由</p>	<p>※ SDGs に着目した動機、本事業で取り組む理由について記載してください。</p>
<p>(2) SDGs との整合性、適合性等</p>	<p>※ SDGs と事業目標の整合、ビジネスに活かせると思われる点を記載してください。</p> <p>※ 先進的、優位的、独自の取組と思われる点を記載してください。</p>
<p>(3) 地域等への波及効果</p>	<p>※ 地域社会や他の分野への波及効果（貢献）について記載してください。</p>
<p>(4) 事業の遂行能力、持続性</p>	<p>※ 実施にあたり特質すべき点（実施体制（人材、事務処理能力等）、他の補助事業実績、課題解決・進捗管理方法など）を記載してください。</p> <p>※ 本事業終了後の予定（将来性、成長性）を記載してください。</p>

4 事業資金計画

(1) 収入の部(単位：円)

区 分	金 額
県補助金要望額	
自 己 資 金	
そ の 他	
合 計	

(2) 支出の部(単位：円)

区 分	内 容	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	備考
専門家謝金				
専門家旅費				
印刷製本費				
消耗品費				
通信運搬費				
委託費				
外注費				
借料				
合 計				

(様式第3号) (第7関係)

SDGsを中核とする経営価値向上支援事業
早期着手協議書

令和 年 月 日

産業労働部長 殿

申請者 住 所
補助事業者名
代表者氏名

令和 年SDGsを中核とする経営価値向上支援事業について、下記のとおり早期着手したいので、協議します。

記

1 事業名

2 早期着手の理由

3 早期着手の事業内容

事業費	補助金額	着手予定 年月日	完了予定 年月日	備考

4 工程表

別紙のとおり

(注意)別紙の様式は、適宜とする。

(様式第4号) (第10関係)

SDGsを中核とする経営価値向上支援事業
実績調書

1 申請者の概要

(1) 名称	
(2) 住所	〒
(3) 実施場所	事業所名： 住所：
(4) 従業者数	人
(5) 資本金	円
(6) 担当者	所属・職・氏名： 電話番号： E-mail： 書類送付先住所：〒

2 事業実施結果

事業名	
事業実施状況	
今後の展望等	

3 収支決算書

(1) 収入の部(単位：円)

区 分	金 額
県補助金要望額	
自 己 資 金	
そ の 他	
合 計	

(2) 支出の部(単位：円)

区 分	内 容	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	備考
専門家謝金				
専門家旅費				
印刷製本費				
消耗品費				
通信運搬費				
委託費				
外注費				
借料				
合 計				

(備考)

- ・ 本実施計画書に準じて詳細に記載すること。また、必要に応じて図表などの分かり易い資料を添付すること
- ・ 収支決算書には、支払いを証する書類（見積書、請求書、領収書、通帳、総勘定元帳等）の写しを添付すること